

# 県有施設警備業務積算基準

## 1 目的

この基準は、県有施設に係る警備業務を委託に付す場合において、当該業務委託料（以下「警備業務委託料」という。）の積算の標準的な方法を定め、もって警備業務委託料の適正な積算に資することを目的とする。

## 2 適用範囲

この基準は、庁舎等施設（指定管理施設を除く）に係る施設警備業務を委託する場合に適用する。

ただし、機械警備については適用しない。

## 3 積算基準

警備業務委託料の積算にあたっては、国土交通省制定「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」のうち「警備業務」に関するものを用いる。（発注時における最新版を適用する。）

## 4 警備業務委託料の構成

警備業務委託料の構成は、次のとおりとする。

警備業務委託料 = 業務価格 - 業務原価 - 直接業務費 - 直接人件費  
- 消費税等相当額 - 一般管理費等 - 業務管理費 - 直接物品費

## 5 警備業務委託料の算定

### （1）直接人件費

直接人件費は、業務に直接従事する警備員による当該業務の実施に必要な労務数量に、労務単価を乗じたものの総和とする。

$$\text{直接人件費} = \Sigma (\text{労務数量} \times \text{労務単価})$$

#### ア 労務数量

労務数量は、業務内容、警備を行う面積、仮眠時間等を考慮して、必要とされるポスト数に労働時間を乗じて算出する。

#### イ 労務単価

直接人件費の労務単価は、国土交通省作成「建築保全業務労務単価」の「警備員日割基礎単価（東京地区）」を適用する。（発注時における直近の単価を採用する。）

## (2) 直接物品費

直接物品費は、直接人件費に直接物品費率を乗じて積算する。

$$\text{直接物品費} = \text{直接人件費} \times \text{直接物品費率}$$

直接物品費率は 1 % とする。

## (3) 業務管理費

業務管理費は、直接業務費に業務管理費率を乗じて積算する。

$$\text{業務管理費} = \text{直接業務費} \times \text{業務管理費率}$$

業務管理費率は 18 % とする。

## (4) 一般管理費等

一般管理費等は、業務原価に一般管理費等率を乗じて積算する。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \text{一般管理費等率}$$

一般管理費等率は 9 % とする。

## (5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて積算する（円未満切捨て）。

$$\text{消費税等相当額} = \text{業務価格} \times \text{税率}$$

## 6 その他

本基準によりがたい場合や、定めのない事項については、当該保全業務の内容や関係法令等を踏まえて適正な積算に努めるものとする。

### 附 則

この基準は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。